

茨城県議会事務局業務継続計画の概要

令和2年11月 議長決裁

1 目的・効果

- 大規模な地震が発生した場合に備え、「茨城県業務継続計画」を踏まえた業務継続計画及び業務継続マニュアルを策定
- 「応急対策業務」等を実施しつつ、「優先度の高い通常業務」についても維持するため、必要な措置を講じるもの
- 大規模な地震以外の災害等の発生時においても準用するもの

2 業務継続の基本方針

- 災害等発生時の議会及び議員活動が円滑にできるよう、支援業務を最優先
- 緊急性や優先度が低い業務は大幅に縮小(又は休止・中止)
- 非常時優先業務の実施に必要な人員や物資など、資源の確保策や代替策等をあらかじめ検討・準備
- これらを実現するため、各課室を単位とした業務継続マニュアルを作成

3 地震による被害が業務に与える影響

- 地震の種類や発生場所は限定しない・・・県内すべての地域で大きな被害が生じる可能性を念頭に置いて、業務の継続を検討
- 地震の発生時期等は業務に最も影響を与える最悪の状況を考える・・・冬の夕方、日曜日、議会の会期中など

4 業務継続マニュアルの策定

以下により業務継続マニュアルを策定するとともに、発災時等の職員及び議員の対応をわかりやすく示したフロー図を整理

- 各課室の非常時優先業務を抽出して業務ごとに優先度を5段階で設定
A：直ちに復旧 B：24時間以内 C：3日間以内 D：1週間以内 E：2週間以内
- 地震による被害が各課室の業務に与える影響を想定
議事堂の耐震性を把握するとともに、議員の参集状況（本会議や委員会等の開催など）を想定して整理

5 業務継続計画・マニュアルの維持管理

PDCAサイクルによる最適化に努める

6 他の規程との整合性

既存の災害関連の規程との整合性、必要に応じて規定等の整備

<特徴>

- ☆災害等発生時の議会及び議員活動の円滑化を最優先
- ☆議会開会中と閉会中の対応の違いをフロー図により明確化
- ☆議員との連絡・情報提供にはタブレットを活用